

# 睡虎地秦簡『為吏之道』の性格をめぐる

——新発見の吏道書類との比較を通じて——

佐藤達郎

## はじめに

一九七五年に湖北省雲夢県で発見され、多くの秦律を含むことで学界に衝撃を与えた雲夢睡虎地秦簡の中には、整理者によって『為吏之道』と命名された五一枚の竹簡からなる冊書がある。そのおおよその内容は、吏たる者の心がけを説くもので、そのため同冊書は中国における官吏心得書「官箴」の濫觴としてしばしば語られ、注目されてきた。しかし地方下級官吏の実務に関わる日常的心がけから、先秦諸子の思想内容に通ずる国政論にいたるまで複雑多岐な内容のため、その編纂目的や編纂主体等については発見当初より今日に至るまで様々な説が唱えられている。ところが近年、これとほぼ同様の内容を持つ秦代竹簡が相次いで発見され——本稿ではそれらを「吏道書」と総称することにする——、それらを相互に対照することで、これらの冊書の性格につき改めて検討することが可能となり始めている。すでに中国学界を中心に幾多にのぼる研究が行われているが、小稿はその驥尾に付し、比較検討を通じてそれらの編纂目的や主体を推測し、ならびにその背後に想定される秦の支配の展開につき一定の見通しの手がかりを得よう

とするものである。

## 一 『為吏之道』の概要とその性格に関する諸説

雲夢県睡虎地十一号秦墓から発見された秦簡、総計約一二〇〇本は、『為吏之道』のほか、当時この一帯を統治した南郡守が法の徹底を命ずる『語書』、墓主の獄吏「喜」の生涯と秦国の事件を記した年代記『編年記』（現在は『葉書』と呼ばれる）、秦国の法『秦律十八種』・『秦律雜抄』・『効律』、法適用マニュアル『法律答問』、治獄手続き事例集『封診式』、および古い書『日書』（甲種・乙種）から成る。これらは主として治獄の吏たる墓主の職掌に関わるものと考えられており、『為吏之道』も大きくはそうした下級官吏の職務に関わる心得の類と見て間違いない。なお『編年記』（『葉書』）は始皇三十年（前二二七年）で終わっており、墓主の死去と墓葬もその頃と考えられている。

『為吏之道』は平均約二七cmの竹簡上に五段書きで記され、段ごとに横（次簡）に文章がつながり、上段を読んだ後に先頭簡に戻り次の段へと続く形となっている。文章をつなげた形で釈文「睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇、陳偉主編二〇一四」を提示すると左のようである。丸数字は後述の林素清氏による段落番号を示す。

① ●凡為吏之道、必精絜（潔）正直、慎謹堅固、審悉毋（無）私、微密讖（織）察、安靜毋苛、審當賞罰。嚴剛毋暴、廉而毋剛、毋復期勝、毋以忿怒夫（決）。寬俗（容）忠信、和平毋怨、悔過勿重。茲（慈）下勿陵、敬上勿犯、聽問（諫）勿塞。審智（知）民能、善度民力、勞以衛（率）之、正以橋（矯）之。反赦其身、止欲去黜（願）。

② 中不方、名不章、外不員（円）。尊賢養孽、原墜（野）如廷。斷割不刑。怒能喜、樂能哀、智能愚、壯能衰、

患(勇)能屈、剛能柔、仁能忍、強良不得。審耳目口、十耳當一目。安樂必戒、母行可悔。以忠為幹、慎前慮後。君子不病毆(也)、以其病病毆(也)。同能而異。母窮窮、母岑岑、母衰衰。臨材(財)見利、不取句(苟)富、●臨難見死、不取句(苟)免。欲富大(太)甚、貧不可得、欲貴大(太)甚、賤不可得。母喜富、母惡貧、正行脩身、過(禍)去福存。

③吏有五善、一曰中(忠) 信敬上、二曰精(清) 廉毋諂、三曰舉事審當、四曰喜為善行、五曰龔(恭) 敬多讓。五者畢至、必有大賞。

④●吏有五失。一曰誇以進、二曰貴以大(泰)、三曰擅褻割、四曰犯上弗智(知) 害、五曰賤士而貴貨貝。一曰見民拒(倨) 敖(傲)、二曰不安其龜(朝)、三曰居官善取、四曰受令不僕、五曰安家室忘官府。一曰不察所親、不察所親則怨數至、二曰不智(知) 所使、不智(知) 所使則以權衡求利、三曰興事不當、興事不當則民傷指、四曰善言隋(惰) 行、則士母比、五曰非上、身及於死。

⑤●戒之戒之、材(財) 不可婦、謹之謹之、謀不可遺、慎之慎之、言不可追、綦之綦〔之〕、食不可賞(償)。術(怵) 愁(惕) 之心、不可長。以此為人君則鬼、為人臣則忠、為人父則是茲(慈)、為人子則孝、能審行此、無官不治、無志不徹、為上人則明、為下人則聖。君鬼臣忠、父茲(慈) 子孝、政之本毆(也)、志徹官治、上明下聖、治之紀毆(也)。

⑥●除害興利、茲(慈) 愛万姓。母罪母(無) 罪、可赦。孤寡窮困、老弱獨轉、均繇(徭) 賞罰、勢(傲) 悍褻暴、根(墾) 田人(仞) 邑、賦斂母(無) 度、城郭官府、門戶閔甬(鑰)、除陞甬道、命書時會、事不且須、責(償) 在外、千(阡) 佰(陌) 津橋、困屋牆(牆) 垣、溝渠水道、犀角象齒、皮革囊(囊) 突、久刻職(識) 物、倉庫禾粟、兵甲工用、樓棹矢閱、槍闔(蘭) 環笏、比(庇) 臧(藏) 封印、水火盜賊、金錢羽旄、息子多

少、徒隸攻丈、作務員程、老弱瘠（癯）病、衣食饑寒、臺斬瀆（瀆）、扇（漏）屋塗溼（溼）、苑園池、畜產肥華（膏）、朱珠丹青。臨事不敬倨驕母（無）人、苛難留民、變民習浴（俗）、須身趨（遂）過、興事不時、緩令急徵、決（決）獄不正、不精於材（財）、法（廢）置以私。

⑦ 処如資（齋）、言如盟、出則敬、母施当、昭如有光、施而喜之、敬而起之、惠以聚之、寬以治之、有嚴不治。与民有期、安騶而步、母使民懼。疾而母諛、簡而母鄙。当務而治、不有可苗。劳有成既、事有幾時。治則敬自賴之、施而息之。慣而牧之、聽其有矢、從而賊（則）之、因而徵之、將而興之、雖有高山、鼓而乘之。民之既教、上亦母驕、孰道母治、發正乱昭。安而行之、使民望之。道傷（易）車利、精而勿致、興之必疾、夜以接（接）日。觀民之詐、罔服必固。地脩城固、民心乃寧。百事既成、民心既寧、既母後憂、從政之經。不時怒、民將姚去。

⑧ 長不行、死母（無）名、富不施、貧母（無）告也。貴不敬、失之母□、君子敬如始。戒之戒之、言不可追、思之思「之」、某（謀）不可遺、慎之「慎之」、貨不可婦。

⑨ 凡治事、敢為固、謁私凶、画局陳舛以為藉。肖人聶心、不敢徒語恐見惡。凡戾人、表以身、民將望表以戾真。表若不正、民心將移乃難親。操邦柄、慎度量、来者有稽莫敢忘。賢鄙溉薛、禄立（位）有統孰啓上。邦之急、在體（體）級、掇民之欲政乃立。上母間法、下雖善欲独可（何）急。審民能、以質（任）吏、非以官禄夫助治。不質（任）其人、及官之賢豈可悔。申之義、以駁畸、欲令之具下勿議。彼邦之囂（傾）、下恒行巧而威故移。將發令、索其政、母發可異史（使）煩請。令數因環、百姓搖（搖）貳乃難請。聽有方、辨短長、困造之士久不陽。

⑩ 廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告相邦、民或棄邑居墜（野）、入人孤寡、徼人婦女、非邦之故也。自今以

来、段（假）門逆呂（旅）、贅壻後父、勿令為戸、勿鼠（予）田宇。三葉（世）之後、欲士（仕）士（仕）之、乃（仍）署其籍曰、故某慮贅壻某叟之乃（仍）孫。魏戸律。

●廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告將軍。段（假）門逆闕（旅）、贅壻後父、或衛（率）民不作、不治室屋、寡人弗欲。且殺之、不忍其宗族昆弟。今遣從軍、將軍勿恤視。享（烹）牛食士、賜之參飯而勿鼠（予）殺。攻城用其不足、將軍以埋豪（塚）。數奔命律。

①口、関也、舌、幾（機）也。一堵（曙）失言、四馬弗能追也。口者、関、舌者、符璽也。璽而不発、身亦毋薛（辭）。人各食其所嗜（嗜）、不踐以貧（分）人、各樂其所樂、而踐以貧（分）人。

これの読解については早稲田大学秦簡研究会による詳細な訳注がある〔早稲田大学秦簡研究会一九八八、一九八九〕のでそちらに譲るが（ただし今日的知見では修正を要する点もあり、後掲の書き下しでは必ずしも同訳注には従わない）、近年、陳侃理氏により次の指摘がなされた〔陳侃理二〇一五〕。氏によれば、従来『語書』として扱われてきた計一五本の竹簡は編綴箇所・出土位置・一簡の平均文字数と字体から判断して前後二つに分かれ、つながらない。そして後半は『為吏之道』の後に接続し、従来『為吏之道』と呼ばれてきたものと『語書』後半部が、全体として『語書』の尾題を持ったのだという。この説は日中の学界ですでに定説として受け入れられている〔海老根二〇一七、朱騰二〇二三：p400〕。ただし本稿では便宜上、従来のいわゆる『為吏之道』をこの呼称で呼ぶこととする。なお従来いわゆる『語書』は一簡ごとに一列で縦に読み、次簡につながる形となっているのに対し、『為吏之道』は先述のように五段書きで横につなげて読み、従って五段書きの一連の簡のあとに陳説に従えば一列書きの諸簡が続くことになるが、この形式は後述のように他の吏道書類にも認められる。ちなみに『語書』後半部積文は次の通りである。

凡良吏明法律令、事無不能殿（也）、有（又）廉潔（潔）敦慤而好佐上、以一曹事不足独治殿（也）、故有公心、

有(又)能自端毆(也)、而悪与人辨治、是以不爭書。●悪吏不明法律令、不智(知)事、不廉絜(潔)、母(無)以佐上、綸(儉)随(惰)疾事、易口舌、不羞辱、輕惡言而易病人、母(無)公端之心、而有冒抵(抵)之治、是以善斥(訴)事、喜爭書。爭書、因恙(佯)瞋目扼棺(腕)以視(示)力、訶詢疾言以視(示)治、誣訛醜言庶斫以視(示)險、阬閭強抗(抗)以視(示)強、而上猶智之毆(也)。故如此者不可不為罰。發書、移書曹、曹莫受、以告府、府令曹画之。其画最多者、常居曹奏令・丞、令・丞以為不直、志千里使有籍書之、以為悪吏。 語書

さて、『為吏之道』の性質については、すでに公開されて間もない時期に高敏氏がそれを、法家思想を中心としてつ道家や儒家の思想も交えたものとして「高敏一九七九」以来、諸家思想を雑糅した「雑抄文書」であることが指摘されており、とくに第五段に別の字体で書かれる第九章以下の部分は本来の『為吏之道』とは別のものが追加されたと解されている。林素清氏は断句記号の「●」や、内容・文体上、これを前掲釈文のように全部で十一章に分けており「林素清二〇一三」、各章の内容を簡単に説明すれば次の通りである(括弧内の数字は簡番号―段数を示す)。

①第一章「凡為吏之道……」(一―一―二三―一)……吏たる者の基本道德を説く。時に部下をも管理しつつ、民に接する地方末端機構の官吏を想定するごとくである。四字一句で押韻し、識字教材とする説もある。

②第二章「中不方……」(二四―一―五―一)……第一章とは黒丸で区切られないが、林氏の分析のようにこの一章は前は句造りと韻律、内容傾向が異なる。第一章とは異なり一般的な身の処し方に関する教訓を含み、必ずしも吏たる者のみを対象として限らない。整理小組の指摘「睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇」の如く「中不方、名不章、外不円」は『説苑』談叢篇に同じ語が見え、「強梁不得」「君子不病」などは『老子』を踏まえる。

③第三章「吏有五善……」(六―一―一―二―二)……吏たるの基本的心がけを説く。「五者畢至必有大賞」とあり、「賞」せ

らるべき臣下を想定する。

④第四章「吏有五失……」（二二—二二—三三—二二）…第三章と対をなす。第三章とは異なり三度にわたって「五失」を説き、三度目ではそれぞれの吏失がもたらす弊害まで説く。

⑤第五章「戒之戒之……」（三三—二二—四九—二二）…一般的な君臣父子の徳のあり方、それが「政之本」「治之紀」たることを、「戒之戒之」「謹之謹之」の如き反復命令で強く呼びかける。「以此為人君則鬼（恵）」「為人上則明」のように、人に君たる上級支配階層をも想定対象とするようである。

⑥第六章「除害興利……」（五〇—二二—四六—三三）…地方官吏の具体的な政務を列挙し、時折その不行き届きを戒める。きちんとした文意をかならずしもなさない。四字句で事物を列挙する文体が蒼頡篇と類似し、識字教材とする説もある。地方行政の末端にあつて賦役徴収、物資管理、労働管理、決獄のことなどを掌る吏を想定するものである。

⑦第七章「処如資……」（四七—三三—四三—四四）…書き出しは三字句、その後は四字句ではほ踏韻し、警句的に吏たる者の政務精神を命令調で強く呼びかける。寛恵の姿勢で民に接し、規則を厳守して民心を安定させ適正に使役するべきことを述べ、地方で民と接する吏を想定する。

⑧第八章「長不行……」（四四—四四—五〇—四四）…吏たる者に限らぬ一般的な心がけを説く、短い一節である。「君子敬如始」のように「君子」をも想定する（この一句は整理小組は指摘しないが『荀子』礼論篇「君子敬始而慎終」を踏まえる）。

⑨第九章「凡治事……」（二一—五—一五—一五）…楚地の劳作歌「相」のスタイルを持つ八首の韻文。他の箇所と比べ通仮字が多く読みにくい。林氏も指摘するように前章までの「吏」より高位の対象者を想定するらしいことが、「操邦柄」「邦之急」「将発令」などの語からも窺える。

⑩第十章「廿五年閏再十二月……」（一六―五―二八―五）…戦国魏の「魏戸律」「魏奔命律」を載せる。いずれも贅増とその子孫への、任官上の差別的待遇を定める。

⑪第十一章「口閑也……」（二九―五―三七―五）…一般的心得だが、とくに為政者のそれを意識するようである。前半は『説苑』談叢篇の文章と一致し、陳偉氏はこの種の文献に基づいて談叢が書かれた可能性も指摘する〔陳偉二〇二三〕。

以上概括した内容からも、おおよそ全体としてこれらが官吏たる者の心得を説くものであることは間違いない。ただしその全体趣旨については、それを国家の側からの官吏に対する、いわば上からの要求であると見るか、あるいは本人自身の吏たる上での、いわば内発的な心得と見るかで解釈に分岐が生ずる。関連してその文献としての性格についても、「識字教材」「呉福助一九八九」あるいは「官吏のための教本」「于洪涛二〇一五、陳松長二〇二二」など様々な説が出されている（これら幾多の説については二〇一四年までのものは陳偉主篇二〇一四が包括的に紹介し、またそれ以後のものは朱騰二〇二三に詳しい）。またさらに編纂主体についても、六国人の雑抄とする説〔曹旅寧二〇〇二など〕、秦人の手になる私的編纂物とする説（近年はこちらが有力）まで諸見解がある。そうした中、先述のように近年新たに類似の吏道書が数種発見され、『為吏之道』とそれらとの比較検討が可能となり始めている。次に近年発見の三種の吏道書を紹介する。



## 一一 新発見の吏道書三種

### (一) 岳麓書院藏秦簡『為吏治官及黔首』

二〇〇七年、湖南大学岳麓書院が香港の骨董市場より購入した総計二二〇〇枚弱の秦簡、いわゆる岳麓秦簡は、その過半を占める秦律のほかには判例集『奏讞書』、算数書『數』、日書、占夢書などの内容からなり、その中の一つに「為吏治官及黔首」の原題を持つ計八七枚の冊書がある。当初は『官箴』と命名されたが、今日ではこの原題に即した名称で呼ばれる「陳松長二〇二二」。二〇一〇年に正式報告書「朱漢民・陳松長二〇一〇」でその全文が公開されて以来、睡虎地簡『為吏之道』につぐ類似的簡冊として注目を集めてきた。

本冊書も『為吏之道』と同様、全体は三ないし四段書きで横方向に文章が繋がりに、一段を終えると次の段に続く形となっており、整理者の原案の配列では最後の三枚が通欄の一行書きで、総括的文辞を述べる。しかしT・シュターク氏は二〇一四年の論文「史達二〇一四」で抜本的に新たな配列を提示した。本冊書は出土状況の不明な盗掘簡であるため、その公開時の配列は整理者が文脈から意を以て並べたものであった。シュターク氏は背面の反印文（巻物の状態で長年埋蔵された結果、簡面の文字が他簡の背面に写ったもの）および劃線（当時の書写者が簡の配列を誤らないよう、並べた諸簡の背面に斜めの一直線を刻んだもの）から一連の簡を配列し直し、背面に表題を持つ簡を最初に（つまり冊書は末尾から巻き始め、先頭簡が裏向きで一番表に出る）、また通欄の三簡を末尾ではなく、二簡を頭に、一簡は中間に置き、冒頭二簡と中間の一簡はそれぞれ冊書前半部と後半部との全体趣旨を述べたものだとする。この一見奇妙な配列案は、すでに中国学界では公式見解とされている【朱騰二〇一三：p.407】。

内容については、于洪涛氏が『為吏之道』との詳細な比較を行っており、両者が多くの部分で一致することを指摘する。「于洪涛二〇一五」が、後述のように異なる点も多い。さらに二〇二三年出版された『北京大学藏秦簡 一』では両者および後述『從政之経』との異同を一覧としてまとめ、『為吏之道』と『從政之経』が基本部分でほぼ一致するのに対し、『為吏治官及黔首』では異なる箇所が多いことを明らかにしている。「北京大学出土文献与古代文明研究所二〇二三」。本稿末にも『為吏之道』と『為吏治官及黔首』の対照を掲げた。

## (二) 北京大学藏秦簡『從政之経』

香港の団体が海外市場より買い戻した盗掘秦簡が二〇〇九年に北京大学に寄贈され、総計約八〇〇簡に上るそれらの中には、質日（始皇三十一年・三十三年）、算数書、日書など多様な内容の書籍が含まれていた。その中の一つが、『為吏之道』と酷似する内容の四六枚からなる冊書で、当初は同じく『為吏之道』と呼ばれていたが、のちに途中の見出しに見える語より改めて『從政之経』と名付けられた。二〇二二年『文物』に掲載された概要「朱鳳瀚二〇二二」によりそれが『為吏之道』と極めて似通った内容・構成を持つことは早く知られていたが、その全体の写真と釈文・注釈が二〇二三年に正式報告書で初めて公開された「北京大学出土文献与古代文明研究所二〇二三」。先述のように同書には『為吏之道』・『為吏治官及黔首』の対照表が載せられ、それを見れば明らかのように、『從政之経』は『為吏之道』のうち本来の部分とされる第一章～八章と、やや出入はあるものの内容はおおよそ一致している。形式も約二八cmの簡に四段書きで横向きにつなげて書かれ、『為吏之道』の本来部分が第四段までとされることと一致する。ただし順番は異なり、整理者の配列によると本冊書は前掲『為吏之道』の章番号でいえば①②⑥⑦③④の順番で四段書きにされ、次に通欄一行書きで「賢者」と題される後掲の一文が三簡（一簡目の末字「矣」のみ前簡第四段頭

に追い込みで書かれる)にわたり、ついで『説苑』談叢と通ずる一文(『為吏之道』二章や十一章とは異なる)を挟み、そのあとに⑤⑪が一行書きで続く構成となっている。林氏によれば『為吏之道』第九章以下は本来の部分ではないとされていたが、同様の吏道書に十一章が不完全ながら採録されていたとするなら見方を改める必要もあろう。整理者の解説にいう。「由以上睡虎地秦簡《為吏之道》与北大秦簡《徙政之経》結構的对照,可以证实早已为诸家所指出,「为吏之道」這種題材的簡文原来絶非一篇文義貫通、体例完整的文章,而是若干篇文義相近或有関連的文章的雜抄,而且雜抄的這幾篇文章並未有固定的前後順序,篇数多少亦未有定規。」なお、本冊書は女性のあるべき・あるべからざる像を述べた中国最古の女訓書『教女』と同じ冊書に編まれていたと考えられており、このことについては後に再び述べる。

### (三) 王家台秦簡『政事之常』

一九九三年、湖北省江陵県荊州鎮にて十六基の秦墓が発見され、うち十五号墓より総計八〇〇余枚の竹簡が出土した。それらの内容は秦律、日書、易占書『帰蔵』などであり、その一つとして『政事之常』と呼ばれる冊書がある。この表題は、中心部の見出し「員(圓)以生枋(方)、正(政)事之常」の語によって命名されたものである。あいにく現在まだ写真と釈文は公表されておらず、概要が『文物』一九九五年一期掲載の発掘簡報および二〇〇〇年の王明欽氏による概述「王明欽二〇〇〇」などによって知られるのみだが、その形式は先掲の吏道書類とは大きく異なり、六五枚の簡からなる(うち二簡は空白)冊書に三重の同心方形の図が描かれ、中心部(第一圏)に先述の見出し語が上下に対称で書かれるが、これは『為吏之道』二章冒頭「中不方、名不章、外不円」(この文は先述のように『説苑』談叢篇にも見える)と明らかに関連を有する。その外側(第二圏)には『為吏之道』第七章にほぼ該当する

文章が、中心部を頭に放射状に書かれる。最も外側（第三圈）は同じく放射状に書かれ、第二圈の内容を敷衍説明するもので、あたかも経書における経（第一圈）―注（第二圈）―疏（第三圈）の関係にたとえられている。王明欽氏は易学や陰陽五行説との関連を指摘し、また李零氏は「中国最古の昇官図」とする「李零二〇一一」。昇官図とは一種の双六で、官僚としての昇進を競う遊戯であり、従来は唐宋以降の諸例が知られてきたものである。李氏はこう述べる。「我懷疑，《政事之常》是把《為吏之道》和《為吏之道》的說明当作問的繇辭，主要用途是下問官運，作用有如《周易》的卦爻辭，也可視為一種“昇官圖”。」すなわち氏の推測によれば『政事之常』は『為吏之道』のような吏道書とは性質を異にし、それらを元に官僚としての昇進を占った一種の占卜書であったという。これらのことについても後に改めて取り上げることにはしたい。

### 三 四種の吏道書の比較とそれらの性格の再検討

#### (一) 諸吏道書の先後関係

以上の『為吏之道』を含めた四種の吏道書は、出土状況の明らかない『為吏之道』と『政事之常』はいずれも湖北省から、盗掘簡である他の二者もやはり湖北省から出土したと推定され、いずれも旧・楚の領域に属する。とくに『為吏之道』の出土した雲夢県睡虎地と『政事之常』の出土した江陵県荊州鎮とは直線距離で二三〇kmほど、比較的近接した地域であり、秦代にはいずれも南郡に属したと考えられる（岳麓簡の墓主も一説には南郡下の江陵県の吏員であったとされる〔宮宅編二〇一三：p.5〕）。共通する内容と書式を持つことから、これらに共通する祖本のあることは従来から指摘されてきた通りであろう。ただし先にも簡単に紹介したように各文献間で章レベルの出入りもあ

り、共通の祖本とともにそれぞれ別の文献からも雑抄されていることも明らかである。

これらの編纂の時期的順序について、朱鳳瀚氏は北大簡『從政之経』↓睡虎地簡『為吏之道』↓岳麓簡『為吏治官及黔首』の順を想定しており、たとえば『為吏之道』四章の「五失」が『為吏治官及黔首』ではより詳細に述べられることを以て、前者から後者への発展を指摘する「朱鳳瀚二〇一二」。しかし一方が他方より詳細な内容を持つことは必ずしも両者の間の発展過程を示すものではなく、そこには節略などの可能性も考えねばならない。北大簡に『秦始皇三十三年質日』が含まれることから、むしろ『從政之経』を『為吏之道』より後の成書と見ることも可能である。『為吏治官及黔首』にのみ用いられる「黔首」の語は確かに始皇二十六年の天下統一の際に「民」に代えて採用されたもので、故に同冊書が始皇二十六年以後、吏道書四種の中では最晩期に書写されたことは疑いない（岳麓簡の中には『三十五年質日』が含まれるゆえ墓葬年代は前二二二年を降る）が、別テキストから書き写された際に民↓黔首へと書き改められた可能性もあり、文献としての成立年代を解く鍵には必ずしもならない。一方、于洪涛氏は『為吏之道』六章の中段「孤寡窮困……」を、『為吏治官及黔首』における委細な業務叙述の「摘抄」とする「于洪涛二〇一五：p.37」ように後者を前者に先立つものと捉えており、前者から後者への「発展」を論ずる朱鳳瀚氏の説とは反する。ただし于氏がいうように後者の毎句が前者に比べ、前後緊密に論理的に結びつけられているようにはおよそ見えず、本稿末に掲げる両者の対照からも『為吏治官及黔首』は『為吏之道』の各章を断片的に随所に散在させていることが明らかである。かつ『為吏之道』とはほぼ同一構成の『從政之経』が存在する以上、むしろ『為吏治官及黔首』の無秩序さを指摘すべきであろう。対照に示したように『為吏之道』二章と五章にそれぞれ当たる部分が『為吏治官及黔首』では分散して離れた箇所に記載され、かつ五章の一部を『為吏治官及黔首』では中央部の通欄一行書きの総括文として採っていることから考えるなら、『為吏治官及黔首』は『為吏之道』と共通する文献から適宜抜粋、別系統

の文献も交えて再編されたものと見るのが妥当ではなからうか。

また王家台『政事之常』の第一圈「経」部分は先述のように『為吏之道』七章にほぼ当たるゆえ、両者は同様の文献に由来するものと見られ、その上でそれを敷衍した『政事之常』第二圈「注」・第三圈「疏」は『為吏之道』では捨象されたか、もしくは『政事之常』でその後独自に注疏として書き加えられたものであろう。さらに先述のように『政事之常』中心部の見出し語は『為吏之道』二章の冒頭と表現・内容的に密に連関し、そうであれば両者は同種の文献を出典としたことが考えられる。想像をたくましくするなら、原典では「円は以て方を生ず」なる肯定表現のあとに「中、方ならずんば名章われず、外は円ならず」との否定表現（これもあるいは「経」たる前者に対する「注」であろうか）が続き、『政事之常』は前半部を、『為吏之道』および『説苑』談叢は後半部をそれぞれ切り取った上で、そこに独自に（他から採った）文を付け加えたのかもしれない。先述のように李零氏は『政事之常』を『為吏之道』とその説明を以て占辞に当てたもの」と推測するが、そうした先後関係として捉えるよりも、両者に共通の文献の存在を想定した方が、両者の部分的な一致を整合的に解しうるであろう。

## （二）通欄の意味と性質

次に、『政事之常』を除く三種の吏道書における通欄一行書きの部分の意味について考えたい。先述のように『從政之経』は末尾に、『為吏治官及黔首』は冒頭と中間にそれぞれ通欄の一行書きで文章が記され、いずれも総括文として全体趣旨を述べたものと解されている。さらに『為吏之道』に『語書』後半部の一行書きの文章が続くなら、この部分も同様の性格のものとして捉えることができる。まず、『為吏治官及黔首』冒頭第八七簡の内容は次のようである。

此治官黔首及身之要也與。它官課有式、令能最。欲母殿、欲母罪、皆不可得。欲最之道把此。(此れ官・黔首及び身を治むるの要なるかな。它是官課に式有り、能く最たらしめよ。殿母きを欲し、罪母きを欲するも、皆な得可からず。最を欲するの道は此を把れ。)

于洪涛氏はこの総括文に基づき、本冊書が単純な道德教材ではなく人事評価(官課)上の必読教本であったとし「于洪涛二〇二五」、また朱騰氏はこの総括文より、人事評価で優等を得るべく律令を遵守し政務に精勤することが冊書前半の趣旨であったとする「朱騰二〇二三・p.407」。この冊書のみについて言うなら、妥当な解釈ではあるかもしれない。しかし同様の内容を持つ『從政之経』ではどうであろうか。同冊書の末尾は先述のように一行書きの七本の簡からなる。その最初に置かれるのが「賢者」と題する次の文章である。

賢者自立、猶日月見也。人之欲事賢、如賤不忘貴、貧不忘富、為身慮必不誤。我心非石、不可転也。我心非席、不可卷也。君子得賢士而丈(杖)之、猶乘良馬也、賢士得明上而御之、猶王華梁・造父也。既得良馬、有(又)良御、道平而下、雖後起必先舍。(賢者の自ら立つこと、猶お日月の見わるるがごときなり。人の賢に事えんと欲すること、賤しきに貴きを忘れず、貧しきに富みたるを忘れざるが如く、身が為に慮れば必ずや誤らざらん。我が心は石に非ず、転ず可からざるなり。我が心は席に非ず、巻く可からざるなり。君子の賢士を得て之に杖らば、猶お良馬に乗るがごときなり、賢士の明上を得て之を御すれば、猶お王華梁・造父のごときなり。既に良馬を得、また良御有らば、道は平らかにして下り、後に起つと雖も必ずや先に舍かん。)

ここで『詩』(邶風・柏舟)を援引して述べられるのは、君主による賢士登用、賢士による君主の制御を説く儒家的尚賢思想である。朱鳳瀚氏も「由字里行間又透露出作者(也許即是此竹簡之持有者)本人懷才而待遇的心情」と述べる「朱鳳瀚二〇一二」。そこに想定される「賢士」像は、『為吏治官及黔首』総括文にいうような律令を遵守し職務に

精勤する組織末端の実務官僚であるよりは、「明上」の信任のもとに自らの才徳を發揮する、国家上層部の重臣の姿であろう。この文章に続くのが次の一文である。

吏（事）者无如実矣。今蓬生臬中、不蓬而臬、莠（拔）而漚之、蓬則母有。（事は実の如き無し。今蓬の臬中に生ずれば、蓬ならずして臬たり、抜きて之を漚せば、蓬は則ち有る母し。）

蓬云々は先述のように『説苑』談叢「蓬生臬中、不扶自直」に通ずる。全体の文意はおおよそ、事物は与えられた環境によって如何様にも変わりうるといった趣旨であろう。後述の清華楚簡『邦家之政』に見える「始起得直、曲者皆直」との表現とも通底すると思われる。そしてこの後に、『為吏之道』第五、第十一章（ただし十一章は部分のみ）の文章が、やはり一行書きで続くのであり、その関係は『為吏之道』第五章後半が『為吏治官及黔首』では中間の、即ちシユターク氏や朱騰氏によれば冊書後半の総序として、通欄一行で書かれることに同じい（北大簡ではこのあとさらに同じ書体・書式で『教女』が続くが、これについては後述する）。少なくとも『為吏之道』第五章はその構成から言うなら総括文ではなく、これが『徙政之経』の末に一行書きで置かれたことには、『為吏治官及黔首』の中間仕切り文について先に述べたことと同様、『徙政之経』編者もその編纂に当たり他文献から適当に文を引用して末尾に貼り付けた、等の事情を想定すべきであろう。

次に、『為吏之道』の後に接続するとされる先掲の『語書』後半部がやはり一行書きの総括文に当たると仮にするなら、そこに説かれるのは「明吏」たるの条件―法を知悉し公廉精勤―と、それに反する「悪吏」の数々の条件―法・業務知識や奉公精神の欠如、虚偽、驕暴自恣、…、そしてそれら「悪吏」の処罰を具体的に命ずる指令である。こと、末尾の「府は曹をして之を書せしめよ」、「令丞は以て不直と為し」などの文言からは、この指令が中央政府から郡・県へ下されたものであるように思われる（実際に下された下達文書そのものではなく、それをもとに二次的に編



纂されたものであろう)。これもまた『從政之經』総括文はもとより、『為吏治官及黔首』のそれと比べても些か趣きを異にする。『為吏治官及黔首』総括文では吏自身の昇進安泰のために「身」の修め方が説かれるのに対し、『語書』後半部で強調されるのは「悪吏」の事細かなあり方やその処罰の外的規定である。ともに実務官僚のあるべきあり方が説かれつつも、片や吏自身の自発的筋力、片や中央政府から吏の所属機関への命令、諭告の対象が少なくとも表面上は異なるのである。

以上のようにいわゆる総括文に当たる部分は吏道書ごとに全く文章が異なるのみならず、その趣旨においても同一でなかったとするなら、その部分から冊書全体の性格や目的を論ずることは慎重でなければならぬであろう。先述のようにこれらの総括文は各吏道書の編纂者が、冊書の趣旨におおよそ叶いそうな文章を、適宜他書から引用して貼り付けたものではなからうか。言い換えればその取捨選択には編纂者個々の恣意が多分に働いており、冊書本体と総括文との間には緊密な論理的連関を穿鑿しない方がよいのではないか。

### (三) 吏道書の性格、目的……とくに日書との比較を通じて

以上のように考えて大過なければ、改めてこれら吏道書の性格や目的について再考する余地が生ずるであろう。ここで、これらの本体部分の形式について注意してみたい。先述のようにこれらはいずれも数段書き、段ごとに横にながて読む不思議な形をとるが、管見の限りこのことの意味や理由については従来とくに言及されることがないようである。こうした形式は従来、西北辺境出土漢簡の横読式曆譜などで知られてきたが、実は雲夢睡虎地秦簡『日書甲種』および『日書乙種』の一部とも共通し、これらの冊書も数段書きで段ごとに横に文章がつながる形式をとる。この事實は、『日書』と『為吏之道』など吏道書とが、編者ないし読者（所有者）にとって同様の意義を持ったことを

示唆するものではなからうか。両者ともに楚地の風俗と秦の法治との折衷に苦慮する吏の立場を反映した、とする湯浅邦弘氏の見解「湯浅一九九九：pp.319-320」もこの際想起した。

睡虎地簡『日書甲種』の中には「吏」と題される六段書き十枚の簡冊があり、五段目までは同行で縦に、六段目は横につなげて読むこゝれまた不思議な形で、官吏の日々時間帯ごとの職務上の吉凶を記す。この簡冊について工藤元男氏は「この「吏」にあらわれた官吏の心得は、「為吏之道」が国家の側から要請する公的な「期待される官吏像」であるのたいし、官吏側の本音の部分であらわにして」と述べる「工藤一九九八：p.199」。これが官吏の日々の生活指針として「官吏側の本音の部分」を示したというのはその通りであろう。それでは翻って『為吏之道』が示しているのは「国家の側から要請する公的な「期待される官吏像」なのであるか。もしそうであったとしても、これを編纂し・所有した人々にとってそれが持った意義は、国家からの外的要請であるよりも、吏たる者がつつがなく官僚人生を送るための指針として、彼ら自身の内発的要求を満たすことにあつたのではなからうか。こうして『日書』と『為吏之道』等とを同一の需要に根ざすものと見てはじめて、両者が同一の書式によって書かれていることのみならず同じ墓から出土していることを理解できるであろう。先述のように『政事之常』は『為吏之道』とも一部同様の文辞を備えながら、李零氏はそれを官途を占う占卜書と推測した。李氏は『為吏之道』と『政事之常』との間に性質の違いを想定するようだが、以上のように見るなら所有者にとって両者は本質的に同等の意義を持ったものと考えることができよう。

また先述のように、北大簡『從政之経』は女訓書『教女』と同じ冊書に編まれていたと考えられている。草野友子氏の分析によれば、『教女』は官僚の妻のために書かれたものとされる【草野二〇二二：pp.460-461】。官僚の妻としてあるべきしつけを彼女らに施し、官僚の家庭生活を円満ならしめることと、『從政之経』という吏道書を指針に官

僚人生を成功裏に送ること、この両者は一人の官僚にとって同等の意義・比重を持ったに違いなく、ここからも吏道書が当時の人々にとって持った意味を窺うことができるであろう。そこに書かれる内容が吏に対する秦の国家的要請であったと仮にしても、編者や所有者はそれを官僚人生のためにいわば内面化してたと考えられるのであり、『為吏之道』の中に第二、八章のような一般的・抽象的教訓、さらには秦にあらざる魏国の律なども含まれていたこと、理由もそこに求められるのではないか。それはあたかも今日、巷にあふれるビジネス書に人生指南の格言や著名経営者の社訓が盛り込まれていることとも、似通う所のあるように思われる。

#### 四 楚簡における政治思想書—楚の貴族文化との連続

『為吏之道』第九章は、先に紹介したように楚地方の劳作歌の形式をとり、多分に支配層上部の高位者を対象として想定すると見られる。このことに関連して林素清氏は、この章が上海博物館藏楚簡『从政』や『相邦之道』と近似することを指摘する<sup>3)</sup>。氏はいう、「為文所勸諫的对象似乎高於第四欄前的“吏”，而比較接近上海博物館藏簡的《从政》篇与《相邦之道》篇，而与《為吏之道》的性質稍異，似為抄写者将内容相類似的文章，收集之後抄録完成的」〔林素清二〇一三〕。氏は具体的にどの簡所が類似するかを明示しないが、確かに第九章「禄立（位）有統孰暨上（禄位に続有れば孰か上を暨さんや）」、「審民能、以賃（任）吏、非以官禄夫（史）助治。不賃（任）其人、及官之暨豈可悔（民の能を審らかにし、以て吏に任ず、官禄を以てするに非ずして治を助けしむるなり。その人に任ぜずんば、官の暨るるに及ぶも豈に悔ゆる可けんや）」などの言葉には、吏を任じ彼らに禄位を授けるべき国家上層部の方針が示されているとみられ、『相邦之道』が孔子と某公（哀公とされる）との対話で国政を輔けるべき道を説く（わずか

四簡のみの断簡で詳しい内容は不明) こと「戦国楚簡研究会二〇〇五」とも通底しよう。さらに、例えば『徙政』甲篇の一部(馬承源主編二〇〇二の釈文による…異体字や通假字は日本の新漢字に改めた)を挙げると「徙政、敦五德、固三誓、除十怨。五德、一曰寛、二曰恭、三曰惠、四曰仁、五曰敬。君子不寛則無容百姓、不恭則無以除屈、不惠則無以聚民、不仁則無以徙政、不敬則事無成(政に従うは、五德を敦くし、三誓を固め、十怨を除く。五德は、一に曰く寛、二に曰く恭、三に曰く惠、四に曰く仁、五に曰く敬。君子寛ならずんば則ち以て百姓を容す無く、恭ならずんば則ち以て辱を除く無く、惠ならずんば則ち以て民を聚むる無く、仁ならずんば則ち以て政に従う無く、敬ならずんば則ち事は成す無し)」のように親民官の心得として寛・恭・惠・仁・敬の五德を強調し、これは『為吏之道』第七章に「言如盟、出則敬、母施当、昭如有光、施而喜之、敬而起之、惠以聚之、寛以治之、有嚴不治。与民有期、安驪而步、母使民懼(言いては盟うが如く、出づれば則ち敬い、当を施<sup>ゆる</sup>む母く、昭らかなること光有るが如く、施して之を喜び、敬いて之を起て、恵みて以て之を聚め、寛にして以て之を治めよ、嚴有れば治めず。民と期する有り、驪を安んじて歩み、民をして懼れしむる母かれ)」とあり治民に当たって敬・惠・寛の姿勢を説くこととも、趣旨に於いて通ずるものと言える。

これらのように、政治の道を説く楚簡思想文献の中には『為吏之道』など先秦吏道書の一部と趣旨を通ずるものがあることが知られるが、さらに近年公刊された清華大学蔵楚簡の中にも、『邦家之政』『邦家処位』『治邦之道』など類似の政治思想書がいくつか見いだされる。「清華大学出土文献研究与保護中心二〇一八」。整理者の解説のように、概ねそれらは儒墨道系諸家の思想を交え尚賢主義、質朴省約の政道を説き、北大簡『徙政之経』総括文が先述のように儒家的尚賢主義を説くこととも通ずる内容を持つ。さいわい小寺敦氏の詳細な訳注が最近出ており「小寺二〇二二、二〇二三」、ここではそれも参照しつつ、比較的短く欠字の少ない『邦家之政』を紙幅の都合上書き下し文のみ

紹介する（釈字は小寺二〇二二に従い、異体字や通假字は日本の新漢字に改めた）。

孔子曰く、「……、邦家の將に興らんとするや、其の君□□□□□□、其の宮室は小卑にして以て追く、其の器は小にして粹（＝純）、其の礼は肥くして……其の樂……、其の味は斉えず、其の政は平らかにして苛ならず、其の位は能に授けて外さず、其の分つや均しくして貪らず、其の刑は易く、邦に禁寡し、其の民は志遂げて直し、其の君子は文にして情なり、其の喪は薄くして哀し、其の鬼神は寡く、其の祭は時にして敬い、其の君は棟（重）きを執り、父兄は終要に与り、弟子は遠人を搏め、謀夫を納れず。夫れ是くの如んば、則ち其の民を視ること必ずや腸の如く、下 其の上を瞻るや父母の如く、上下相い復ゆるなり、是くの如んば恒に興る。邦家の將に毀たんとするや、其の君は讒を聴きて速ば變り、其の宮室は坦大にして以て高く、其の器は大、其の文章は纏く、其の礼は采あり、其の樂は繁にして變ず、其の味は雜にして斉う、其の鬼神は庶多なり、其の祭は濫れて以て時ならず以て陋し、其の政は苛にして達せず、其の刑は險にして伎ない、其の位は愁民を用い、衆は脆くして焉ち慍れ、其の民は志に憂い、其の君子は教に薄くして詐を行い、弟子は遠人を搏め謀に窺を争う。是くの如んば、則ち其の民を視ること草芥の如く、下 其の上を瞻ること寇讎の如く、上下に徳を絶つ。是くの如くんば、其れ類ね長しからざらんかな。」と。公曰く、「然らば、邦家の政は、何をか厚く何をか薄く、何をか減じ何をか彰わして邦家は長しきを得るや。」と。孔子答えて曰く、「丘 之を聞けり、曰く、新たなれば則ち制せられ、故ければ則ち傳けらる。始め起るに曲を得れば、直き者も皆な曲がる。始め起るに直を得れば、曲がる者も皆な直し。前人□□□其則、減ずる無く彰わす無く、具さに其の郷に処り、人を改むるの事は、時に当るを常と為せ。」と。

思想的内容の詳細については中国学界の衆多の説を小寺氏が紹介しているのでそちらに譲るが、孔子と某公との対話

の形で国家興隆の契機を賢才の登用、平均主義、刑政祭礼の簡易などに求めるこの一文には、儒家的・墨家的思想を基調としつつ「君子」と国家の理想像が説かれる。これらの楚系思想簡は楚国の貴族子弟の教養の糧として読まれたことが指摘されており〔草野二〇二二：p.4〕、盗掘簡である清華簡や上博簡はどのような墓から出土したかわからないものの、同様の思想簡を多く含む郭店楚簡は楚の太子に近しい貴族（太子傅と推定されている）の墓から出土たとされる〔湖北省荆門市博物館一九九七〕。右掲の『邦家之政』そしてその他『相邦之道』などの政治思想書も、同じく楚国上層の貴族に読まれたものであったに違いない。『為吏之道』などの吏道書と上博簡、清華簡などの楚系政治思想書との類似はすなわち、これら楚地に伝えられた（それらが作られた地は楚とは限られない）政治思想書のたぐいが吏道書類のソースの一つとなっていることを示唆するものではあるまいか。先の紹介の如く『為吏之道』第八章に「君子敬如始」とあるのは明らかに『荀子』礼論篇「君子敬始而慎終」に通ずる表現で、ここでも「君子」が想定されるが、右掲『邦家之政』の末「始起得曲、直者皆曲。始起得直、曲者皆直」（小寺氏は類似の表現として『国語』晋語六を挙げる）とも、論理・表現上通底するものである。このように『為吏之道』に散見する、国家上層部の「君子」を想定した箴言が、楚地の貴族層に受容されていた政治思想書に源流を持つ可能性は低くないであろう。先に述べたことを繰り返せば、『為吏之道』第二章（ここにも「君子」が見える）と『政事之常』第一圈との一致も、前者から後者への継承を想定するよりも、こうした政治思想書から両者が材を取ったと考える方が妥当であろう。

戦国の楚では貴族層による封建的領邑支配が晩期まで続いたことがしばしば指摘されている〔藤田二〇〇五：pp.225-226など〕。こうした封建領主による在地支配は前二七八年、秦将白起の遠征と郢都の陥落、南郡の設置によって終焉を迎え、以後は秦の郡県支配がこの地に及んでいく。『政事之常』の発見された王家台十五号秦墓からは秦

律も出土し、その遺物様式は楚墓よりも睡虎地秦墓や龍崗秦墓に近い一方で楚の文化的特徴を留めるとされ「荊州地区博物館一九九五」、それはこの地の支配の担い手が楚の貴族から秦吏へと急速に切り替わっていく過程を示すものである。こうしたプロセスの中で、郡県支配の現場を担う秦吏たち（現地人か秦人かはひとまず措き<sup>(4)</sup>）のために、かつて在地支配を担った貴族層の間に流布していた政治思想書、それらに加え秦国の律令・詔勅<sup>(5)</sup>や他国の律令をも取り込みつつ、官僚生活の指針として編まれたのが『為吏之道』などの吏道書ではなからうか。言い換えるなら、そこに見られる秦国の統治理念と旧貴族「君子」による国政理念、さらには『老子』などを援引した一般的教訓、これらの雑糅状況に、楚から秦への支配の転換をいわば断面図として見て取ることができるのではなからうか。

### むすびにかえて

それでは、これら吏道書の編纂主体は何者なのか。最後にこの点を考えたい。先述のように、吏道書の本体部分の書式は日書に通じ、また目的においても両者に共通する所のあることが推定された。そうであるとすれば、両者の作成主体やその編纂・流通過程についても、類似の事情を推測しうるのではなからうか。ここで示唆を与えるのが、日書の作成・配布に関する海老根量介氏の見解である「海老根二〇一七」。氏によれば、戦国楚で封君世族ら貴族層を対象とした卜筮祭祷簡とは異なり、秦の日書は市井の占卜家が占辞を下級吏人向けに適宜編纂し、わかりやすい説明を加えて市で頒布したものだという。『為吏之道』などの吏道書も同様に、民間に近い人々―王家台『政事之常』に見るごとく卜筮の知識を有し、諸子の言にも通ずる―が識字教材や諸子の言、楚地方に流布したのであろう政治思想書やそれを元にした労作歌、さらに他国の律令なども適宜織り交ぜ、下級吏人層を対象として頒布したものではない

か。またそうして頒布されたテキストがさらに別のテキストの祖本となり、ゆえに相い似た内容・構成の吏道書が一带に流布することになったのではないか。ただし民間に近い人々とはいえ、諸子の学を身につけた上で秦の統治体制に理解を持ち、官文書の文言（『語書』後半など）やさらに魏国の律にも通じていたとなれば、そうした知識にアクセスしうる環境は官府周辺を措いて他にないであろう。前漢初の規定ではあるが、張家山漢簡『二年律令』史律四八二簡に「大史・大卜謹以吏員調官史・卜、縣道官受除事、勿環」（大史・大卜は厳正に吏の定員に基いて官府の史・卜を選考し、縣道官は受理して任務につけ、差し戻してはならない）「富谷編二〇〇六による」とあり、県には中央の選任派遣した史卜の官の置かれたことがわかる。しかしこうした正規の占卜官だけではなく、雑多な方士儒生の類が賓客舎人や弟子などとして郡府県廷に蝟集していたであろうことは、蘭陵令荀況とその弟子の李斯・韓非、沛令の賓客呂公の話などからも容易に想像される。吏道書の編纂主体も、さしたる人文的教養を持たぬ下級実務官僚よりは、こうした地方社会に蠢いていた江湖の知識人たちではなかったかと想像されるのである。

注 (1) 鬼の字は当初は懐に通ずるとされていたが「睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇」、後述の岳麓簡『為吏治官及黔首』に よって恵に通ずることが明らかとなった。

(2) 前者の例として于洪濤二〇一五や朱騰二〇二三、後者の例として余英時一九八七 (pp.173-174) などが挙げられる。

(3) 両書のうち、『從政』が官僚の実務的心得に重きを置くのに対し、『相邦之道』はより上位の宰相レベルを想定すること が指摘されている（『戦国楚簡研究会二〇〇五』）。

(4) 睡虎地秦簡の墓主「喜」の出自について宮宅潔氏は秦人説、楚人説、両様の説を紹介する（『宮宅二〇二二』）。

(5) 朝廷の下す詔勅・律令が吏道書の素材の一つとなった可能性を、筆者は先に推測した（『佐藤二〇二三』）。



参考文献

(日文…五十音順)

海老根量介 二〇一七「秦漢の社会と「日書」をとりまく人々」(『東洋史研究』七六卷二号)

草野友子 二〇二二「中国新出土文献の思想史的研究―故事・教訓書を中心として―」汲古書院

工藤元男 一九九八「睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会」創文社

小寺敦 二〇二二「清華簡『邦家之政』訳注」(『東洋文化研究所紀要』第一八一冊)

同右 二〇二三「清華簡『治邦之道』訳注」(『東洋文化研究所紀要』第一八三冊)

佐藤達郎 二〇二三「岳麓『肆』三六六―三七一「母奪田時令」をめぐる―律令と官箴のあいだ―」(官宅編二〇二三 所収)

戦国楚簡研究会 二〇〇五「上博楚簡」解題―「上海博物館藏戰國楚竹書」(三)(四)所収文献―」(『中国研究集刊』三八号)

〔戦国楚簡研究 二〇〇五〕

富谷至編 二〇〇六『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 訳注篇』朋友書店

藤田勝久 二〇〇五『中国古代国家と郡県社会』汲古書院

宮宅潔 二〇二一『ある地方官吏の生涯―木簡が語る中国古代人の日常生活』臨川書店

同右 編 二〇二三『岳麓書院所藏簡《秦律令(壹)》訳注』京都大学人文科学研究所

湯浅邦弘 一九九九「秦の法思想」(同『中国古代軍事史思想史の研究』研文出版、第三部第二章)

早稲田大学秦簡研究会 一九八八「雲夢睡虎地秦墓竹簡「為吏之道」訳注初稿(一)」(『史滴』九卷)

同右 一九八九「雲夢睡虎地秦墓竹簡「為吏之道」訳注初稿(二)」(『史滴』一〇卷)

(中文…ピンイン順)

北京大学出土文献研究所 二〇一二「北京大学藏秦簡牘概述」(『文物』二〇一二年第六期)

北京大学出土文献与古代文明研究所 二〇二三「北京大学藏秦簡牘 一」上海古籍出版社

曹旅寧 二〇〇二「秦簡所載魏律論考」(同『秦律新探』中国社会科学院出版社)

陳侃理 二〇一五「睡虎地秦簡「為吏之道」応更名「語書」」(『出土文献』第六輯)

睡虎地秦簡『為吏之道』の性格をめぐる

- 陳松長 二〇二二「秦代宦学読本の又一个版本——岳麓書院藏秦簡《為吏治官及黔首》略說」(『簡帛網』二〇二二年三月二五日)
- 陳偉 二〇二三「岳麓秦簡《為吏》与《說苑》对說」(『簡帛網』二〇二三年八月二三日)
- 同右 主篇 二〇一四『秦簡牘合集「一」』武漢大學出版社
- 高敏 一九七九「秦簡《為吏之道》中反映的儒法合流傾向」(同『雲夢秦簡初探』河南人民出版社)
- 湖北省荆門市博物館 一九九七「荆州郭店一号楚墓」(『文物』一九九七年第七期)
- 黃盛璋 一九七九「雲夢秦簡辨正」(『考古學報』一九七九年第一期)
- 荆州地区博物館 一九九五「江陵王家台一五号秦墓」(『文物』一九九五年第一期)
- 李零 二〇一一「中国最早的“昇官图”——說孔家坡漢簡〈日書〉的〈昇官图〉及相關材料」(『文物』二〇一一年第五期)
- 林素清 二〇一三「秦簡《為吏之道》与《為吏治官及黔首》研究」(『簡帛』第八輯)
- 馬承源主編 二〇〇二『上海博物館藏戰國楚竹書(二)』上海古籍出版社
- 清華大學出土文獻研究与保護中心(李学勤主編) 二〇一八「清華大學藏戰國竹簡 八」中西書局
- 史達 (Thies Satak) 二〇一四「《嶽麓書院藏秦簡·為吏治官及黔首》的編連修訂」(黃海訊、『出土文獻与法律史研究』第三輯)
- 睡虎地秦墓竹簡整理小組 一九九〇『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社
- 王明欽 二〇〇〇「王家台秦墓竹簡概述」(艾蘭·邢文編『新出簡帛研究 新出簡帛國際學術研討會文集』文物出版社)
- 吳福助 一九九四「《為吏之道》宦学識字教材論考」(同『睡虎地秦簡論考』天津出版社)
- 于洪涛 二〇一五「岳麓秦簡《為吏治官及黔首》研究」(花木蘭文化出版社)
- 余英時 一九八七『士与中国文化』上海人民出版社
- 朱騰 二〇二三「吏道文本与吏德」(同『六合為家——簡牘所見秦漢治理研究』中西書局、第四章第三節)
- 朱鳳瀚 二〇一二「北大藏秦簡《從政之終》述要」(『文物』二〇一二年第六期)
- 朱漢·陳長松 二〇一〇『岳麓書院藏竹簡 一』上海辭書出版社

『為吏治官及黔首』シユタク配列と『為吏之道』対照(簡頭数字は簡番号、ニは重文符号、Zは断簡を示す)  
 斜体①にはば該当 一点鎖線傍線② ヶ 点線傍線③ ヶ 傍線④ ヶ 波傍線⑤ ヶ 大字⑥におおまかに該当

87 此治官、黔首及身之要也與興(歎)。它官課有式、令能最。欲母殿、欲母罪、皆不可得。欲最之道把此。

87背 為吏治官及黔首

86 日視之、簍(屢)勿舍、風(諷)庸(誦)為首、精(精)正守事、勸母失時、攻(功)成爲保、審用律令、興利除害、終身母咎。

(欠簡あり?)

73 Z

75 窳内直(置)繫 城門不密(閉)

76 塗澆(墜)騷(掃)除 難開不利

77 棧歷(樞)浚除 術對(樹)母有

74 官中多草 橋陷弗爲

78 □不瀝除 田道衝術不除

60 水瀝不通 船隱母無

07b 母池其(?)所 深楫(?)不具

08 Z 行者質(滯)留

61 門戶難開 船人不敬(警)

62 關翕不利 治奴苑如縣官苑

72 臧(藏)盍不法 移徙上楯(端)

71 朽(朽)敗狼(羸)靡 案戶定數

69 訾責(債)不収 狼(羸)田少員

10+70 擅段縣官器 部佐行田

16+80 Z□不行 舉苗□不口

□□□□ □□□□

□□□□不可歸

老病孤寡

芝(芝)繼當巢(隕?)

貸種食弗請

行繇奴繇=役

寒者母衣弗請

路賦稍(舩)賦母舩(舩)

家室冬夏居田(?)

不居其宇Z

流[庸]□Z

賈市魚儻(獵)

它縣母傳

女子之作

紡織載(裁)絳(縫)

補提治家

棄婦不Z

Z縣官宇不居 庫臧(藏)羽革

慎=之=(慎之慎之)言不可追

謹=之=(謹之謹之)某(謀)不可遺

慕=之=(慕之慕之)食不可賞

敗=之=(敗之敗之)某(謀)不可行

術(恤)狄(惕)之心不可長

臨財見利不取苟(苟)富

臨難見死不取句(苟)免

正而行惰而身!

禍與富(福)鄰!

刃=之=(刃之刃之)福之基也

可=傷=(可傷可傷)過之貴也

增織(弋)者百智之長也

須臾者百事之祖也

聖之不往者萬世不到

虛(慮)之弗爲與已鈞(均)也

睡虎地秦簡『為吏之道』の性格をめぐって



50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 06

Z亡者身之保也

言母作色

Z富母驕

Z智必問

母傷官事

多傷多患

母多賈貨

多言多過

Z

勿言可復

疾言不可悔

【受】令唯若

Z用時

飲(飲)食用節

【衣】服每身

戒之慎之

人請(情)難智(知)

非親勿親

多所智

Z

莫(?)親於身

母勞心

母棄親織(賈)

【恭】敬母亡(忘)

母喜細說

母非(誹)旁(謗)人

安樂之所必戒

好言塞責

上交不勝樂

下交不勝憂

安樂審祭(察)之

擇人與交

擇言出之

醜言出惡

勝人者力

自勝者強

智(知)人者智

自智(知)者明

厭(厭)忿止欲

唯怒必顧

遇上母恐

謹敬侍之

精潔(潔)正直

慎謹堅(堅)固

審悉母私

徵(徵)密威祭(察)

安情(靜)母奇

審當賞罰

厥(嚴)剛母暴

反若其身

吏有五善

一曰忠信敬上

二曰精廉無旁(謗)

三曰學吏審當

四曰喜爲善行

五曰龔(恭)敬多讓

五者畢至必有天當

吏有五失

一曰視黔首渠驚

二曰不安其朝

三曰居官善取

四曰受令不僕

五曰安其家忘官府

五者畢至是胃(謂)過主

吏有五過

一曰誇而夫

二曰貴而企

三曰直(擅)折割

四曰犯上不智(知)其害

五曰問(賤)士貴貨貝

吏有五則

一曰不祭(察)所親則韋(違)數至

二曰不智(知)所使則以權(權)索利

三曰舉事不當則黔首嚮指

睡虎地秦簡『為吏之道』の性格をめぐって

睡虎地秦簡『為吏之道』の性格をめぐる

母犯大事

廉而母倍(？)

四曰喜言隋(惰) 行則黔首母所比

犇(恭) 敬讓禮

復悔其(期) 勝

五曰善非其上則身及於死

敬長茲(慈) 少

母忿怒以決(決)

吏有六殆不審所親

絕甘分少

寬俗(裕) 忠信

不祭(察) 所使親人不固

讓大受小

禾(和) 平母慈

同某(謀) 相去

合同禾(和) 平

悔過勿重

起居不指

行(？) 難之所

敬士(上) 勿犯

饜(微) 蝕(讖) 不齊

母行可悔

茲(慈) 下勿凌(陵)

庸(漏) 表不審

母靡費

室屋聯庸(漏)

畏盜亭障

智愛有亟

嗇夫弗行

【十一】吏捕盜

【卑】立不亶

小男女度量

【十二】吏捕盜

履繫(紉) 麤支(屨)

其能田作

要害弗智(知)

臧(藏) 蓋聯庸(漏)

奴婢莫之田

盜賊弗得

塗漑(暨) 陀(池) 隋(墮)

牛饑車不攻問

亭障不治

嘗毛繕治

弗治以藍(監) 它人

求盜備不具

17 21 12 15 14 09 24 57 58 56 55 54 53 52 51